

1 調停について

調停は，裁判官 1 人と調停委員 2 人以上で構成される「調停委員会」が，中立の立場で，当事者双方から事情や意見を聴いて，話し合いによる解決を図る**非公開の手続**です。

（原則として，当事者以外の人（親，兄弟姉妹等）が調停に同席することはできませんし，裁判のように一般の傍聴人が入ることはありません。）

2 調停の進行について

- (1) 調停では，調停委員が，当事者双方から**別々に又は同席の上**お話を聴きしながら話し合いを進めていきます。

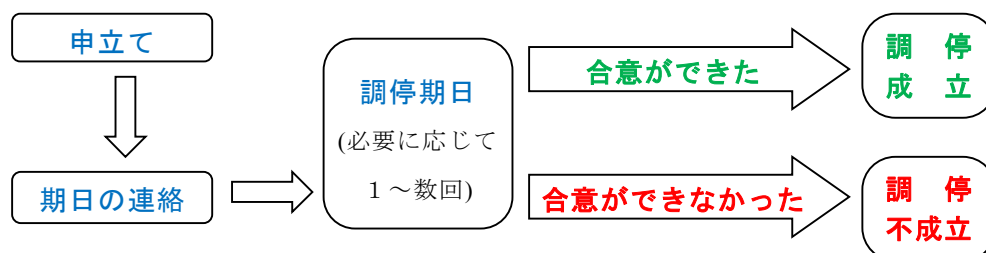
なお，「調停についての説明」や「調停成立時の調停条項の確認」は，原則として**双方同席**で行います。同席が不都合な場合には，進行等照会書に，具体的な事情を記載してください。

申立人と相手方は，「**別々の待合室**」でお待ちいただきます（受付の際にご案内します。）。

- (2) 話し合いを重ねた結果，合意ができた場合は，調停委員会がその内容を検討し，相当と認めれば「**調停成立**」となります。

どうしても合意ができなかった場合には，調停委員会の判断により，調停事件は「**調停不成立**」として終了します。

【一般的な手続の流れ】



3 家庭裁判所に提出する書類について

- (1) 提出する書類は以下のとおりです。これらのうち、進行等照会書以外の書類は、すべて、他方の当事者に読まれたりコピーをとられたりする可能性があることを前提に作成してください。

※ 提出される書面について、記載方法や提出方法など、ご不明な点がありましたら、担当書記官までお尋ねください。

申立人(調停を申し込んだ人) の提出書類	相手方(調停を申し込まれた人) の提出書類
① 申立書 ② 事情説明書 ※事件によって、ないことがあります。 ③ 進行等照会書(申立人) ※非開示 ④ 連絡先等の届出書	この書面に同封している①～③に回答の上、 <u>期日の一週間前までに返送</u> してください。 ① 回答書 ※事件によって、ないことがあります。 ② 進行等照会書(相手方) ※非開示 ③ 連絡先等の届出書

- (2) 調停中、家庭裁判所に提出していただく資料(例：源泉徴収票、各種証明書等)には、「勤務先名」や「住所等」が記載されていることがあります。

他方の当事者に知られたくない事情がある場合には、4「書類を提出する際の注意事項」(2)に従って提出してください。

4 書類を提出する際の注意事項

- (1) あなたの主張や言い分等を記載した「主張書面」や、あなたの主張や言い分等を裏付ける「資料」を提出する場合は、**次の点に注意**してください。

「主張書面」・・・①「事件番号」 ②「作成年月日」 ③「提出者の署名(記名)押印」を記載してください。

「資料」・・・裁判所にはコピー(原本提出が必要な書類を除く)を提出し、**原本は調停期日にご持参ください**。

なお、他方の当事者にも交付したほうがよい書類は、裁判所用のほかに、他方当事者用も提出してください。

特に、収入や財産に関する経済資料については、できる限り他方当事者用の写しも提出するようにしてください。

***個人番号・・・個人番号(マイナンバー)が記載されている書類は提出しないでください。提出しようとする書類に個人番号(マイナンバーが記載されている場合には、個人番号(マイナンバー)部分をマスキングした上でコピーをとり、そのコピーを提出してください。**

- (2) 裁判所に提出した書類は、他方の当事者等に関示されることがあります（後記5参照）。

やむを得ない事情があつて（例：DV被害、子の虐待のおそれがある等）あなたが提出する書類の中に、他方の当事者等に知られたくない情報がある場合には、次の方法により、各自で対応してください。

- ① 提出書類として、家庭裁判所に見てもらう必要のない部分（例えば、「源泉徴収票」の住所記載部分など）は、黒塗り（マスキング）をした上で、その写しを提出してください。
- ② 提出書類として、書類全体を家庭裁判所に見てもらう必要がある場合は、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記入し、申出書の次にステープラ（ホッチキスなど）で留めて提出してください（非開示を希望する文書が複数ある場合は、それぞれについて申出書を作成し、申出書の次にステープラ（ホッチキスなど）で留めて提出してください。）。ただし、申出されたからといって、必ずしも他方の当事者に閲覧や謄写（コピー）を許可しないわけではありません。裁判官が一切の事情を考慮して判断することになります。

※ 口頭で非開示の希望を告げただけでは、非開示希望とは扱われません。

5 提出された書類の閲覧・謄写（コピー）

一方の当事者から提出された書類については、他方の当事者等は、「閲覧・謄写の申請」をすることができます。

この申請に対しては、裁判官が、閲覧・謄写を許可するかどうかを判断します。

※ 許可されない場合は、閲覧・謄写をすることができませんので、ご注意ください。